

■ 基本理念 ■

子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして

《 基本方針 》

子ども自身が
尊重される社会すべての子どもと
子育て家庭を
支える社会男女が共に
子育てしやすい社会地域全体で
子どもを育む社会

基本目標

施策の方向

1.子どもの視点に立ち、子どもの最善
の利益を支える仕組みの充実

1.子どもの権利保障のための取り組みの充実

2.子どもの居場所の充実

2.乳幼児期の教育・保育の充実

3.教育・保育施設、地域型保育事業の計画的整備

4.乳幼児期の教育・保育の一体的提供・推進

3.地域における子育て支援の充実

5.多様なニーズに応じた保育・子育て支援サービスの充実

6.地域の子育て力向上のための支援の充実

7.子育て相談・情報提供の充実

8.経済支援の充実

4.子どもと子育て家庭の健康づくり

9.母子保健の充実

10.小児救急医療の充実

5.配慮を要する子ども・子育て家庭へ
の支援

11.虐待防止・対応のための取り組みの充実

12.ひとり親家庭等の自立のための支援の充実

13.発達の支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

6.仕事と子育ての両立支援

14.仕事と子育ての両立支援

～基本理念～

「子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして」

子どもは社会の希望であり、未来を創る力です。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、子どもとその家庭の幸せにつながるだけでなく、市川市の将来の担い手育成にもつながるため、地域社会で取り組むべき重要課題の一つといえます。

そこで、地域社会が一体となって「市川っ子」を育てていくという考えのもと、子どもとその家庭を支え、子育てに不安や負担ではなく、喜びや生きがいを感じることができ、また、すべての子どもが大切にされ、健やかに成長できる市川市を目指します。

以下の基本方針にもとづき、子どもの最善の利益が実現される市川市の未来を築いていきます。

【基本目標 1】

「子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を支える仕組みの充実」

子どもの権利条約では、子どもの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」という4つの権利を守ることが定められています。

このことから、虐待・いじめ・犯罪など様々な権利侵害から子どもを守り、また、子どもが自分に関係あることについて自由に意見を表す機会をつくり、地域社会では子どもの声を聞く意識を高めることが求められています。

そこで、子どもの権利条約の趣旨をふまえ、子どもの視点に立って、すべての子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な子ども・子育て支援の展開を図ります。また、子どもの意見が尊重され、子ども自身が参画できる仕組みをつくることによって、子どもの最善の利益が実現される市川市を目指します。

基本目標 2

「乳幼児期の教育・保育の充実」

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。少子化により、子どもの育ちをめぐる環境は変容しており、健やかな育ちのためには、同年齢・異年齢の中で育つ機会の確保が必要となっています。

そのため、乳幼児期においては、しっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、また、他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が認められ、自己肯定感をもって育まれることが求められています。

そこで、教育・保育の量や良質な施設設備等の確保はもとより、専門性の向上を図ることにより、発達段階に応じた教育・保育の質を担保します。また、幼稚園・保育園等と家庭、地域社会の連携を進めながら、すべての子どもの健やかな発達を保障する市川市を目指します。

基本目標 3 「地域における子育て支援の充実」

少子化や核家族化の進行、地域社会のつながりの希薄化により、子育て家庭が、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっており、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

こうした中で、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、保護者同士や地域社会とのつながりの中で、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援が求められています。

そこで、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭および子どもを対象として、行政と地域社会が連携しながら、妊娠・出産期から切れ目のない支援を行います。保護者の学びの支援、子どもの健全な発達のための良質な環境の整備、地域の人材の活用などを図り、子育て家庭のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、子どもと親がともに成長できる市川市を目指します。

基本目標 4 「子どもと子育て家庭の健康づくり」

初めての出産やハイリスク出産の母親は、妊娠期から出産後において不安を感じることが多いため、子どもを安心して産み育てられるよう、母親の心身の健康を保持・増進することが重要となります。

また、乳幼児期は、生命の保持および情緒の安定を図るための支援や、日常的・突発的な病気やケガに対応できる体制が求められています。

そこで、妊産婦の健康管理、産前・産後の心身のケア、乳幼児一人ひとりの発育や発達状態、健康状態に応じた保健施策、小児救急医療体制の整備などにより、子どもと子育て家庭が、生涯にわたり心身とも健やかに暮らすことができる市川市を目指します。

基本目標 5 「配慮を要する子ども・子育て家庭への支援」

子どもの育ちは、それぞれの個性や発達段階によってさまざまであり、子どもを取り巻く環境からも極めて大きな影響を受けます。

障害や疾病のある子どもには、適切な対応によって、その子に応じた発達を促していくことが必要です。また、虐待、貧困、ひとり親家庭など家庭の状況により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族には、早急な対応が必要となっています。

そこで、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、身近な地域において、法に基づく給付などにより、安定した生活を送れるよう支援します。

また、関連機関との連携を図って子どもに対する適切な保護や支援を講じ、さらに、一人ひとりの特性に応じた発達支援を行うことによって、子どもの健やかな育ちを等しく保障する市川市を目指します。

基本目標 6 「仕事と子育ての両立支援」

出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあり、仕事と子育ての両立はいまだ大きな課題となっています。

また、共働き家庭が増加し、男性の家事・育児への参画意識は高まっているものの、父親が育児においてより積極的に役割を果たすことが期待されています。

そこで、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて働きかけるとともに、中小企業を含むすべての企業において、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる制度や環境の充実とその利用を促進します。

さらに、こうした企業の子育て家庭への貢献に対し、社会的に評価する仕組みをつくることによって、男女がともに子育てに責任を持って、仕事と子育てを両立できる市川市を目指します。

市川市子ども・子育て支援事業計画における

施策の方向について

【施策の方向１】 子どもの権利保障のための取組の充実

現状

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)は子供の基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、「生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利」という子どもの４つの権利を守ることをうたっています。

日本では平成６年にこれを批准していますが、条約の趣旨をさらに広め、子どもの権利保障とは何か、共通の理解を深めていき、意識の向上を図る必要があります。

施策の方向のポイント

- 子どもから大人まで、社会全体が子どもの権利に対する理解を深め、それぞれの立場が役割を果たしていくための意識啓発を行います。
- 子どもの自己主張、自己表現の場を大切にし、自発的に社会参画できる仕組みづくりを推し進めます。

【施策の方向２】 子どもの居場所の充実

現状

子どもの放課後の過ごし方の現状について、最も多いのが「自宅」、２番目が「習い事」です。（ニーズ調査：『市川市子ども・子育て支援事業計画策定に係る市民ニーズ調査』平成２５年１１月実施）

子どもが安心・安全に過ごせる場、異年齢の子どもや地域の大人たちと集団で遊ぶ機会は減りつつあります。年齢関係なく地域や近所同士がつながり、子どもが自由に、安全に楽しく過ごせる環境の確保が求められます。

施策の方向のポイント

- 放課後を安全・安心に過ごせる居場所の確保、及びそれを支える地域の仕組みを整備していきます。

【施策の方向3】教育・保育施設、地域型保育事業の計画的整備

現状

保育の需要は依然として高く、待機児童対策は喫緊の課題として取り組む必要があります。

市川市が実施したニーズ調査では、現在就労していないが今後仕事に就きたいと考えている母親は 59.4%にのぼり、保育の需要は潜在的なニーズも含め今後もさらに増していくと予想されます。

施策の方向のポイント

○5年間を一期として待機児童対策に努め、民間事業者の運営を基本とした乳幼児期の教育・保育施設、地域型保育事業を計画的に整備します。

○量の確保を図るとともに、質の担保された教育・保育を提供していきます。

【施策の方向4】乳幼児期の教育・保育の一体的提供・推進

【施策の方向5】

多様なニーズに応じた保育・子育て支援サービスの充実

現状

日常的に子どもを、祖父母や知人等にみてもらえる」と回答した人は20%に至りませんでした。（ニーズ調査）

また、働く女性が増加し、様々なライフスタイルが選択できる今日、それぞれの家庭が自由に選ぶことが出来る多様な形態の子育て支援サービスの提供が求められます。

施策の方向のポイント

○多様なライフスタイル、働き方に合った保育ニーズを満たせるよう事業体制を確保します。

○就労の有無に関わらず、個人の希望や必要性に合った子育て支援サービスの拡充を図ります。

【施策の方向6】 地域の子育て力向上のための支援の充実

現状

子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所があるかどうかについて、約95%が「ある」と回答しており、相談先は主に「祖父母等の親族」「友人、知人、近所の人」が占めています。（ニーズ調査）

子育て家庭の孤立化を防ぐため、親子がつどい、交わり、助けあい、地域全体で育児を担う風土をさらに広げていく必要があります。

施策の方向のポイント

- 子育ての負担や孤立感を軽減し、子育て家庭が出会い、地域でつながる機会を創出するとともに、子育ての安心感や充実感を得られるような親子同士の交流の場をつくっていきます。
- 行政と関係機関が連携し、それぞれにおける課題や状況を共有しながら、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を実施します。
- 地域の活動と連携し、さらなる地域人材の掘り起こし、育成に注力し、地域社会で子どもを育む体制の確立を目指します。

【施策の方向7】 子育て相談・情報提供の充実

現状

いちかわ子育てガイドブックの認知度は82.5%と高く、今後も市の子育て案内本として活用して頂けるよう努めていきます。（ニーズ調査）その他相談窓口や情報提供については、いずれも認知度・利用率ともに低く、窓口機能や行政のもつ情報が十分に活かされていない状況にあります。

相談窓口の認知度を高め、欲しいときに、欲しい情報が手に入る情報提供体制を整える必要があります。

施策の方向のポイント

- 利用者のニーズをとらえ、地域と連携し、「ほしい時に使える情報」の収集、提供・配信に努めます。
- （利用者支援事業について）

【施策の方向8】 経済支援の充実

現状

平成 25 年 12 月に実施した e-モニター制度での『子ども・子育てに関するアンケート』では、子どもを産む・育てるにあたって不安に思うことについて「生活費・教育費等経済的な問題」が最も高く、経済的支援を求める声の大きさが表れています。

また平成 21 年度の文部科学白書によると、子どもにかかる学費は、高校まで公立、大学は国立に通ったケースで合計 1,000 万円弱、全て私立に通ったケースで 2,300 万円弱かかると算出され、理想の子どもの数を持たない一番の理由として、教育費用の負担が挙げられています。

施策の方向のポイント

○子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、各種手当の支給または助成を実施します。

【施策の方向9】 母子保健事業の充実

現状

「保健センターの育児相談・健康講座」、「母親学級・両親学級」の認知度はともに 85% を超え、利用状況も高い結果となっています。（ニーズ調査）

出産後早期に、母子が地域社会と出会う仕組みをつくり、訪問による相談の機会の提供や、事業の認知度をさらに高めることを通じて、出会いをさらに次の出会いに繋げ、展開させていく必要があります。

施策の方向のポイント

○母子の心身の健康管理の保持・増進を目的に、必要な知識・技術の習得および相談機関としての充実に取り組みます。

○関係部署や地域と連携しながら、健康診査や家庭訪問、健康講座、育児相談などを通じた保健体制の充実を図ります。

【施策の方向 1 0】小児救急医療の充実

現状

市川市には、救急体制として、急病診療所、急病等歯科診療所を1箇所ずつ整備し、また急な病気やケガの際の対応、健康に関する相談を受けるフリーダイヤルを設置しています。

体調が変わりやすい乳幼児期の子どもを、日常的あるいは突発的に受け入れられる体制の整備を引き続き行っていきます。

施策の方向のポイント

○日常的、突発的な病気やケガに対応できる救急医療体制を整備します。

【施策の方向 1 1】虐待防止・対応のための取組の充実

現状

平成 24 年度の児童虐待対応実件数は 371 件で、年々増加の一途をたどっています。その原因には単なる育児負担だけでなく、保護者の精神的不調や経済困窮・ひとり親など家庭の問題も内在しています。

子どもの心身の発達・発育が脅かされる前に家庭が近隣や地域を頼れる体制、虐待の早期発見・早期対応できる関係機関の連携が求められます。（子育て支援課、平成 24 年度児童虐待相談受付状況）

施策の方向のポイント

○家庭だけでなく地域や行政、民間機関が連携し、虐待の早期発見・対応、適切な措置を講じて早急に問題を食い止めます。

【施策の方向 1 2】ひとり親家庭等の自立のための支援の充実

現状

母子家庭・父子家庭ともに、ひとり親の育児・家事への負担が、子どもの健やかな育ちに影響を及ぼしてしまっている状況があります。

一人の親にかかる大きな負担・不安を軽減するため、各種手当や相談体制の整備が必要です。また、経済的に自立し、生活の安定と向上を図るための就労に関する支援も重要な施策となります。

施策の方向のポイント

- ひとり親家庭の負担軽減を図るため、経済的支援および相談体制の充実を図ります。
- 給付の支援にとどまらず、経済的・社会的に自立し安定した生活を送れるよう、就業支援を行っていきます。

【施策の方向 1 3】

発達支援が必要な子ども・子育て家庭への支援の充実

現状

発達相談室の利用者数は増加傾向にあり、利用のきっかけは、保健センター等の専門機関からの紹介ばかりでなく、保育所や幼稚園からも多くなっています。これは発達障害への社会的な認知が広まったこと、保育士等の支援者による意識が徐々に高まっていることが伺えます。（発達支援課 こども発達相談室利用実績）

偏りのある発達の状況は周囲から理解されにくいため、早期に発見され、一人ひとりの成長段階に合わせたサポートが行われるよう、さらなる支援体制の充実が必要です。

施策の方向のポイント

- 教育・保育関係者等への研修や保育施設への巡回指導を通じて、発達障害に対する理解の促進と対応の向上を図ります。
- 一人ひとりの特性や成長段階にあった支援を行えるよう、相談体制を整え、指導や訓練の機会を提供します。

【施策の方向 1 4】仕事と子育ての両立支援

現状

女性の社会進出は進んできているものの、仕事と子育ての両立の難しさから出産後の母親の継続就業率は依然として低い状況にあります。また、父親の育児休業取得や育児への関わりは、職場の雰囲気や仕事の忙しさなどから非常に低い水準となっています。

女性の就業継続、男性の育児参加、ワーク・ライフ・バランス社会の実現のためには、仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを推進するなど、雇用環境の整備・改善が必要とされています。

施策の方向のポイント

○父親も母親も共に積極的に育児における役割を果たすことができる職場づくりを広げるため、企業における従業員への子育て支援促進や、地域社会全体の意識向上を目的とした啓発活動を行っていきます。